

歴史まちづくり活動助成実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、地域の個性や特色を育み、身近に歴史が感じられるまちづくりを推進するため、歴史的建造物をはじめとする地域の歴史的資産を活かしたまちづくり活動に要する費用助成を行うことについて必要な事項を定めるものとする。

2 前項の助成金の交付については、この要綱の定めるところによる。

(助成の対象となる活動)

第2条 助成の対象となる活動（以下「助成対象活動」という。）は、次の各号に掲げる要件に該当する活動であって、別に定める名古屋歴史まちづくり手法検討委員会（以下「委員会」という。）が適当と認める活動とする。

(1) 規約、会則等を定めた団体が行い、原則として、自主的で継続的かつ対外的発信力のある、歴史的資産を活かしたまちづくり活動であること。

(2) 原則として、活動場所が名古屋市内であること。

(3) 当該活動等に要する経費の一部が、会費等この要綱により交付する助成金以外の財源をもって充当されていること。

2 前項の規定にかかわらず、助成対象活動を行う者が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「法」という。）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）である者または法第2条第3号に規定する暴力団もしくは暴力団員と密接な関係を有する者の場合は、助成対象としないものとする。

(助成の選考)

第3条 理事長は、助成に関する選考について、委員会に諮問する。

(助成対象)

第4条 助成対象となる経費は、助成対象のまちづくり活動に要する費用の一部である次の各号に掲げる経費とする。

(1) イベント経費（会場借上費、外部講師謝金、消耗品費、イベント保険料など）

(2) 調査費

(3) 印刷製本費

(4) 広告費

(5) 通信費

(6) 旅費交通費

(7) その他景観整備機構公益財団法人名古屋まちづくり公社（以下「公社」という。）との協議により認められた経費

(助成の回数及び金額)

第5条 助成の回数は、同一年度に1回とする。

2 一活動当たりの助成金額は、30万円を限度とし、理事長が予算の範囲内で定める。

(助成の申請)

第6条 助成を受けようとする者は、歴史まちづくり活動助成申請書(第1号様式)に、次の各号に掲げる資料を添えて、理事長に助成の申請をしなければならない。

- (1) 活動提案書(第2号様式)
- (2) 規約、会則等
- (3) 構成員及び役員の名簿
- (4) 事業計画書
- (5) その他理事長が必要と認める資料

2 助成を受けようとする者は、理事長の定める期間内に前項に定める助成の申請をしなければならない。

(助成の決定)

第7条 理事長は、委員会の答申に基づき、助成を行うべきものと決定したときは歴史まちづくり活動助成交付決定通知書(第3号様式)により、助成を行うに適當でないことを認めるときは歴史まちづくり活動助成不交付決定通知書(第4号様式)により、助成の申請をした者にその旨を通知するものとする。

2 前項の決定通知を受けた者(以下「助成対象者」という。)が申請を取り下げる場合には、通知を受けた日の翌日から起算して14日を経過した日までに、その旨を理事長に報告しなければならない。

(活動実績報告書の提出等)

第8条 助成対象者は、助成対象活動の完了後速やかに、歴史まちづくり活動実績報告書(第5号様式)に、次の各号に掲げる資料を添えて、理事長に提出しなければならない。

- (1) 助成対象活動の内容がわかる資料
- (2) 活動状況がわかる写真
- (3) 助成対象活動による成果品
- (4) 領収書の写し等、支出を裏付ける資料
- (5) その他理事長が必要と認める資料

2 助成対象者は、活動の完了前であっても、理事長の指示があったときは、速やかに、活動の実績状況を報告するものとする。

(助成金の交付)

第9条 理事長は、前条第1項の規定による歴史まちづくり活動実績報告書を受領したときは、第7条第1項の規定により助成を行うべきものと決定した内容と照合審査して、助成金の額を確定し、歴史まちづくり活動助成金額確定通知書(第6号様式)により、助成対象者に通知するものとする。

2 前項の通知を受けた助成対象者は、速やかに歴史まちづくり活動助成金請求書(第7号様式)により助成金の交付を請求するものとする。

3 理事長は、前項の請求書の提出があったときは、速やかに助成対象者に助成金を交付するものとする。

(助成の取消し及び助成金の返還)

第10条 理事長は、助成対象者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、第7条第1項の助成金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

(1) この要綱により提出された申請書等の内容が虚偽であったとき。

(2) 助成対象者が法令に違反する行為を行ったとき。

(3) 助成対象者が第2条第2項に該当していたことが判明したとき。

(4) 助成対象活動を実施しないとき又は実施する見込みがないとき。

2 理事長は、前項の規定により助成金の交付決定の全部又は一部を取り消した場合においては、速やかにその旨を当該対象者に通知するとともに、当該取消しに係る部分に関し、既に助成金が支払われている場合においては、期限を定めて、その返還を請求するものとする。

(活動の公表)

第11条 理事長は、助成対象活動の完了後、歴史的資産を活かしたまちづくりの促進のために、ホームページ、パンフレット等を利用して当該活動の概要について公表するものとする。

附則

この要綱は平成25年10月1日から施行する。

附則

この要綱は平成28年3月1日から施行する。

附則

この要綱は平成28年9月1日から施行する。